

準 備 書 面 (1)

事件名:令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件

令和7年8月13日作成

庄原簡易裁判所 御 中

原 告 高 野 邦夫(コウノクニオ)

被 告 津 田 廣雄(ツダヒロオ)

記

第一. 始めに

- 1.令和7年8月13日に被告の乙第1,2号証の交付送達を受けた。しかしながら、乙1,2ともに唯一点疑義が存在する。それは、「現実に提供したがその受領を拒否されたので供託する」といった点である。
- 2.その「債務の本旨に従った履行をしないとき」とは、弁済方法が絡む問題である。乙第1,2号証によれば、受領拒否した原告に落度(過失)があるかのように述べている。
- 3.そうだとすれば、債務の金額、本訴の訴訟費用にも影響が及ぶのは必至で、被告側の詐欺行為ともいえる事実でもある。なお筆跡ないし乙号証のゴム印から法律実務家の共謀が推認されるところである。

★民法第四一五条(債務不履行による損害賠償)

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 債務の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

★民法第四九四条(供託)

弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

- 一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
- 二 債権者が弁済を受領することができないとき。

2 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

★供託法第二条[供託手続]

供託所ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス

- 4.なお、こんな被告の詐欺行為が窺える以上、和解など有り得ない事を附記する。

供託の原因たる事実

供託者は、被供託者に対し左原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 8 号損害賠償請求事件の平成 29 年 8 月 15 日確定判決に基づき元金 77,340 円及び元金に対する平成 29 年 5 月 2 日から提供日までの年 5 パーセントの割合による遅延損害金の支払債務を負っているため、令和 7 年 8 月 12 日、支払場所である被供託者住所地において、元金 77,340 円と 8 月 12 日までの遅延損害金 32,027 円、合計 109,367 円を現実に提供したが、その受領を拒否されたので供託する。

乙第 1 号証

供託の原因たる事実

供託者は、被供託者に対し左原地裁裁判所令和 6 年(ハ)第 16 号損害賠償請求事件の令和 6 年 9 月 24 日確定判決に基づき、元金 10 万円及び元金に対する令和 6 年 9 月 24 日から提供日までの年 3 パーセントの割合による遅延損害金の支払債務を負っているため、令和 7 年 2 月 25 日、支払場所である被供託者住所地において、元金 100,000 円と同日までの遅延損害金 1,266 円、合計金 101,266 円を現実に提供したが、その受領を拒否されたので供託する。

乙第 2 号証

第二. 結 語

かりそめにも、国家の権威をもって行われる裁判が「嘘吐き合戦」であって良い理由はない。虚偽陳述があれば厳に糾弾されなくてはならないのである。

以上原告 高 野 邦夫(コウノクニオ)